

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により次のとおり会議記録を公表します。

| | |
|--------------|--|
| 会 議 名 | 令和4年度第2回高松市国民健康保険運営協議会 |
| 開催日時 | 令和5年2月16日(木)15時～16時 |
| 開催場所 | 高松市役所 防災合同庁舎 3階 301会議室 |
| 議 題 | <p>報告事項</p> <p>1 令和4年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算見込みについて</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和5年度出産育児一時金の引上げについて</p> <p>(2) 令和5年度軽減判定所得基準額の引上げについて</p> <p>(3) 令和5年度国民健康保険料の賦課限度額の引上げについて</p> <p>諮問事項</p> <p>1 令和5年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について</p> |
| 公開の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 上記理由 | |
| 出席委員 | <p>公益を代表する委員</p> <p>佐 藤 忍 平 井 功 祥</p> <p>田 中 邦 代 森 弘 幸 子</p> <p>保険医又は保険薬剤師を代表する委員</p> <p>伊 藤 輝 一 香 西 由 美 子</p> <p>赤 松 秀 規 元 木 泰 史</p> <p>被保険者を代表する委員</p> <p>香 西 秀 美 溝 渕 哲 也</p> <p>藺 浦 朱 美 佐々木 武 夫</p> <p>被用者保険等保険者を代表する委員</p> <p>大 石 晶 子 手 嶋 武 実</p> |
| 傍 聴 者 | 1人（定員5人） |
| 担当課及び 連絡先 | 国保・高齢者医療課管理係（839-2311） |

会議の経過及び結果

《開 会》

《市長挨拶》

《委員紹介》

《会長挨拶》

《高松市長から運営協議会への諮問》

大西市長より佐藤会長に諮問文読み上げ及び手交

《事務局職員紹介》

《会議録署名委員の指名》

佐藤会長が、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、伊藤委員と菌浦委員を指名し、両委員とも了承した。

《議事（報告事項）》

(1) 令和4年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算見込みについて

事務局より、令和4年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算見込みについて説明。

(佐々木委員) 別冊資料の5ページの「世帯数、被保険者数の推移」についてお聞きします。

表にもありますように、世帯数は例年1,000から1,300世帯の減少となっており、被保険者数は、1世帯当たり3人弱の減となっています。ただ、令和2年度から令和3年度においては、世帯数は215世帯の減に対し、被保険者数は1,276人の減、1世帯当たり6人の減となっています。この年度のみ1世帯当たりの被保険者数の減少率が突出している要因は何が挙げられるのでしょうか。

(事務局) まず、被保険者数及び世帯数ともに減少の最大の理由は、後期高齢者医療への移行でございます。また、国民健康保険制度は世帯単位が基本ですが、後期高齢者医療への移行は個人単位であるという、特徴があります。

調べましたところ、令和3年度に75歳になる昭和21年生まれの男性2,096人に対し、令和2年度に75歳になる昭和20年生まれの男性は、最も戦争の激しかった年という影響もあり、1,671人と少なくなっております。

ここからは推測にもなりますが、当時は、男性が年上の結婚が多数であったことから、昭和22年以降の団塊の世代の妻と昭和21年生まれの夫の世帯で、令和3年度に夫だけが後期高齢者医療に移行したことが最大の要因であると考えられます。

(2) その他（令和5年度出産育児一時金の引上げについて・令和5年度軽減判定所得基準額の引上げについて・令和5年度国民健康保険料の賦課限度額の引上げに

ついて) について

事務局より、その他について説明。

(意見、質問等は、特になし。)

《議事 (諮問事項)》

(1) 令和5年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針 (案) について

事務局より、令和5年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針 (案) について説明

(会長) 私からは、「保険料水準の統一」の資料について、委員の皆様と確認をしたいと思います。

こちらの資料は、香川県の国民健康保険運営協議会で用いられたもので、高松市が置かれている状況が非常に分かりやすく記載されております。

また、先日の新聞に、令和6年4月より、都道府県ごとに医療費抑制策の策定を義務付け、各自治体の運営方針に記載すると、国民健康保険法の改正案の記事がありました。平成30年度より、国保財政の適正化は県が主体となって行ってきましたが、今後は医療費の適正化も県が主体で本腰を入れてくることになると思われま

す。資料に戻りますが、大事な点のみの確認をお願いします。

2ページから3ページをご覧ください。

まずは、収納率は全国で41位と非常に低くなっております。ここまで全国的に低いとなると、今後上げていく必要があります。

一人当たりの医療費は全国で6位であり、年齢調整をしても変わらず6位と、非常に高い水準となっております。先程話しましたように、この点は県主導の下、適正化していかなければなりません。

保険料格差は全国で4位と良い順位となっております。この項目は、保険料水準の統一に向けて、非常に重要で大きな指針でありまして、格差の小さい香川県は、統一に向けての障壁は小さいのではないかと考えられます。

1人当たりの保健事業費は全国で2位と、費用がかかり過ぎているため、事業を見直す必要もあるのかもしれない。

6ページは、香川県が令和6年度から18年度にかけて行います、県内保険料水準の統一に向けてのロードマップとなっております。先程の基本方針にもありますように、高松市としても、香川県と県内他市町と協議を統一に向けての協議を重ねていく必要があると思われま

す。最後に、9ページは、県内市町の収納率の状況を表したものになります。人口が多いと収納率は低い傾向にありますが、高松市は、似た人口規模の他市と比べましても、低い収納率になっています。統一に向けて、最低でも県内水準までは、収納率を引き上げる必要があると思われま

す。(その他、意見、質問等は、特になし。)

(会長) 御意見等がないようでございますので、諮問事項「令和5年度高松市国

民健康保険事業運営の基本方針（案）」につきましては、原案どおり承認したいと存じますが、御異議はございませんか。

（異議等は、特になし。）

（会 長） ありがとうございます。それでは、諮問事項「令和5年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）」につきましては、原案どおり承認することといたします。

次に、お諮りをいたします。ただ今御承認いただきました諮問事項につきましては、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定によりまして、市長に答申することとなっておりますが、答申文については、御発言いただいた内容も踏まえ、私の方で調整させていただいてよろしいでしょうか。

また、市長への答申は、私に一任いただければと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議等は、特になし。）

（会 長） ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

《その他》

（事 務 局） 先程の諮問事項で、佐藤会長より、収納率に関する御指摘及び1人当たりの保健事業費が高いとの御指摘をいただきました。叱咤激励と受け止めて、しっかりと対策に取り組んでいきたいと思っております。今後とも、御指導のほどよろしく願いいたします。

また、来年度は、令和6年度から始まります「第3期高松市データヘルス計画」の策定年度となっております。委員の皆様には、御意見をお伺いする機会もございますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

（その他、意見、質問等は、特になし。）

（会 長） 他にないようでございますので、これをもちまして閉会とさせていただきます。

委員の皆様には、御熱心に御協議いただき、おかげをもちまして議事が円滑に進行できましたこと、あらためて厚くお礼を申し上げます。

本日は、誠に御苦勞様でした。

《閉会》